

佐賀県告示第 408 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 3 年 10 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェン - 2 - イル) シクロヘキシル] ピペリジン（通称名：Benocyclidine、BTCP）及びその塩類
- (2) 化学名 N, N - ジエチル - 2 - {2 - [(4 - メトキシフェニル)メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル} エタン - 1 - アミン（通称名：Metonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 キノリン - 8 - イル = 3 - [(4, 4 - ジフルオロピペリジン - 1 - イル) スルフォニル] - 4 - メチルベンゾアート（通称名：2F-QMPSB）及びその塩類
- (4) 化学名 N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド（通称名：ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。